

～ お知らせ ～

フォークリフト運転技能講習が

一般教育訓練講座として指定されています

(一社)鳥取県労働基準協会が実施している「フォークリフト運転技能講習」は厚生労働大臣が指定する「一般教育訓練給付指定講座」です。

一般教育訓練給付制度とは、働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する教育訓練(当協会の実施するものとしては、フォークリフト運転技能講習が該当)を受講し修了した場合、教育訓練施設(当協会)に支払った教育訓練経費(受講料(テキスト代含む))の20%に相当する額を限度にハローワーク(公共職業安定所)より支給されることとなります。ただし、その20%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は教育訓練給付金は支給されません。

なお、当該給付金の申請手続きは、受講者本人がハローワーク(公共職業安定所)に対して行うこととなります。

【この制度が適用された場合のフォークリフト運転技能講習の例】

受講料 (テキスト代含む)	一般教育訓練給付制度が適用された 場合に支給される一般教育訓練給付金	差引負担額
34,650円	6,930円	27,720円

* 当該給付金の支給申請は実技終了日(3日連続する最終日)の翌日から起算して1ヶ月以内となります。(修了証の交付日から1ヶ月以内ではありませんのでご注意ください。)ただし、支給申請期限を過ぎた場合でも、時効が完成するまでの期間(2年間)であれば、申請が可能になりましたので、その場合には、受給者本人がハローワーク(公共職業安定所)に受給の可否を確認してください。